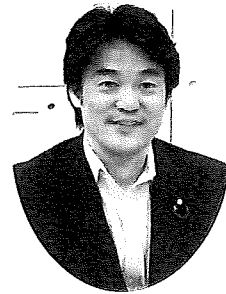


# 集団的自衛権行使の解釈改憲の「違憲」を暴く

## 「昭和47年政府見解」の恣意的な読み替えによるクーデター改憲



小西 洋之（参議院議員・千葉県選挙区  
民主党政調副会長）

### ■はじめに

憲法学者の「違憲」発言により、ようやく衆院の平和安全特別委員会で、集団的自衛権行使の違憲論点が本格的に議論され始めました。仮に、この「切れ目はないが、歯止めもなく止めどもない自衛隊の軍事力の行使」を解禁する安保法制が強行採決されれば、安倍総理は事態を固定化するために早期に自衛隊の海外出動に着手するでしょう。そうすれば、我が国は二度と平和主義を取り戻すことができず、かつ、憲法9条ですら解釈改憲という禁じ手を許した以上、法治国家として成り立つことも不可能となります。

しかし、この安保法制は阻止することができます。それは、安保法制の根幹である解釈改憲を根柢から覆す究極の論点について社会全体で声を上げることです。解釈改憲には「違憲三点セット」といふべき「三つのからくり」（うち一つの「憲法前文の平和主義の切り捨て」は5月号に寄稿）がありますが、この小論は、その本丸論点を「説明をする」ものです。その意味で、現在の危機的状況において最重要の価値あるものだと思えます。どうか、ご一読頂き、多くの方々が、この最強の論点を手に声を上げ、解釈改憲・安保法制を撤回させ、安倍内閣を総辞職に追い込む行動に立ち上がられることを願っています。

### 1. 憲法9条と集団的自衛権の関係

憲法9条において集団的自衛権行使は、「いわゆる限定的な集団的自衛権行使も含め、憲法9条の解釈変更によって可能とする余地すらなく、憲法9条の条文そのものを変えるしか手段がない」というのが国会審議等において、7・1閣議決定以前に確立していた政府の憲法解釈でした（昭和58年角田、平成16年秋山内閣法制局長官答弁等）。代表的な憲法9条解釈である平成16年6月18日政府答弁書の内容等における、その理由を噛み砕いて説明いたします。

（1）「戦争や武力の行使を放棄し、戦力の不保持を定め、交戦権を否認」している憲法9条の条文の文言を素直に読むと、「我が国は国際関係において、あらゆる実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」、つまり、「日本は非武装である」とを定められている」という内容としてしか解釈の仕様がなないように思われます。

（2）ところが、実際に、日本に対する外国の武力攻撃が発生した場合を想定してみると、この解釈のままでは、国民の生命や身体が非武装のもの無防備・無抵抗のまま侵略による危険にさらされることとなりますが、これは憲法13条において国民の生命が国政で最大限に尊重されるべきとされていることや、憲法前文において日本国民の平和的生存権が定められていることと矛盾します。

（3）そこで、憲法9条の文言と第13条等との論理的な調整に基

づく解釈により、「我が国は国際関係において、あらゆる実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」という当初の解釈を乗り越えて、憲法9条の下でも、①日本に対し外国の武力攻撃が発生し、②他に手段がない場合において、③その生命や身体が危険にさらされる国民を守るために必要最小限度の武力行使を行うことだけは可能であり（④個別的自衛権の行使）、その実力組織である自衛隊は合憲であるとされています。

（4）他方、このような憲法9条と憲法13条等との論理的な解釈によって導き出される個別的自衛権の行使を合憲とする論拠は、同時に、集団的自衛権の行使が憲法9条の解釈からはどのようなにしても導き出せない論拠となっています。

つまり、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」と定義される集団的自衛権については、「自国が直接攻撃されていない」という条件下では日本国民の生命や身体が危険にさらされるといふ事態が現実的に（物理的に）想定し得ない以上、「あらゆる実力の行使を一切禁じている」という憲法9条の当初の解釈（これは日本語が日本語である限り変わらぬものです）を乗り越えるだけのその必要不可欠性についての論拠が存在せず、よって、集団的自衛権行使は憲法9条違反とならざるを得ないのです。つまり、「日本語が日本語である限り、論理が論理である限り、憲法9条からは集団的自衛権の行使は可能とできない」というのが、政府の憲法9条解釈

の本旨です。

(5) なお、上記(3)の①②③を「武力行使の三要件」と言いますが、集団的自衛権行使はそのそもその定義において、この第一要件である「我が国に対する外国の武力攻撃が発生したこと」という要件に欠いているが故に、いわゆる限定的な集団的自衛権行使を含め違憲となる」と端的にいうことができます。(武力攻撃が発生した瞬間に個別的自衛権の世界です)

## 2. 憲法9条解釈の「論理の捏造」のからくり

### (1) 「昭和47年政府見解」の恣意的な読み替え

この憲法改正外に手段がないはずの集団的自衛権行使を、安倍内閣はどのように解禁したのでしょうか。憲法制定以来、憲法9条の下では個別的自衛権しか行使できず、いわゆる限定的な集団的自衛権を含めたあらゆる集団的自衛権行使は違憲であるという政府解釈は、唯一の一度も全く揺らぐことなく一貫してきました。

憲法9条と集団的自衛権の関係についての国会答弁は何千となされ、また、それは別に政府が国会に対し提出した政府見解が幾つかありますが、それらはすべて法的には全く同じことを述べたものとされてきました(これは、立憲主義に立つ法治国家としては当たり前のことです)。

ところが、安倍内閣は、この数ある憲法9条解釈に関する国会答弁や政府見解の中で唯一、ある「言いがかり」を付けるこ

つまり、「47年見解」にあるたった一言の文言を、何の理屈もなく勝手に都合よく読み替えることによって、憲法改正以外に手段がないとされていた集団的自衛権行使が可能になっているのです。

「えっ、そんなことで集団的自衛権行使が可能になったのか? こんなインチキによる安保法制を安倍総理は米国会で約束してきたのか?」と驚かれると思いますが、その通りなのです。このたった一言の読み替えが、「解釈改憲の全て」なのです。

### (2) 「基本的な論理」の捏造の手口

この「安倍総理の手口」を具体的に説明しましょう。解釈改憲を目論む安倍内閣は、47年見解における「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」という文章に着目しました。憲法制定以来、我が国は憲法9条の下では、我が国に対する外国の武力攻撃が発生した場合における個別的自衛権の行使しかできないとされていたのですから、この文章は当然に以下のような意味のほずです。

「我が国に対する外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」 日本に対する外国の武力攻撃によって、日本国民の生命などが根底からくつがえされるという急迫、不正の事態。つまり、「個別的自衛権」の場合です。

とが可能であった「昭和47年政府見解」のみを取り出して、これを次のように自分達に都合よく読み替えることを強行したのです。

◎7・1閣議決定に向かう検討の中で、昭和47年政府見解を改めて丁寧に読み直してみたら、実は、そこに書いてある憲法9条解釈の基本論理の中に「限定的な集団的自衛権行使」が概念として含まれていることを発見した。◎この「限定的な集団的自衛権行使」が含まれている基本論理こそ、歴代政府の憲法9条解釈の根幹たる「基本的な論理」というべきものである。

そもそも、昭和47年政府見解(以下、47年見解。文末に掲載。)とは、憲法9条解釈の基本論理を明らかにし、その評価・結論として集団的自衛権行使は違憲であるとしているものであつて、まさに、腰を抜かすような主張ですが(私もこれを初めて聞いた時、耳を疑いました)、安倍内閣は、このようなことを本気で言っているのです。

そして、その根拠は、以下の47年見解の中の「外国の武力攻撃」という文言が、「我が国に対する外国の武力攻撃」という意味だけではなく「同盟国などに対する外国の武力攻撃」という意味にも読めるはずだという、「言葉遊び」としか言いようがないものなのです。

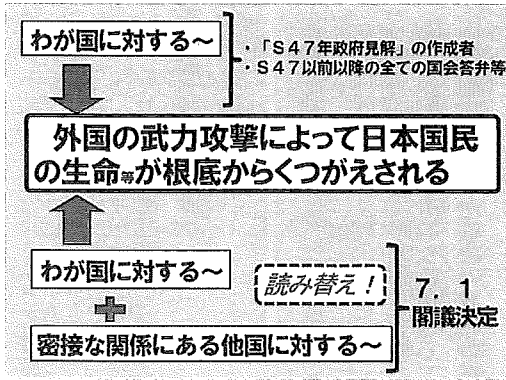
ところが、安倍内閣は、7・1閣議決定における解釈改憲の過程で、この文章は以下のように読み替えることもできるといふ「47年見解の作成以来、初めての読み替え」を行ったのです。

「我が国の同盟国等に対する外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」 日本、日本国民の生命などが根底からくつがえされるという急迫、不正の事態。

これは、日本に対する外国の武力攻撃が発生しておらず、日本の同盟国等に対する武力攻撃が発生している状況ですから、つまり、「集団的自衛権」の場合です。

【解説】 集団的自衛権は「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義され他国防衛を事実とするものですが、安倍内閣は、日本国民の生命等が根底から覆されるのを守るといふ「自国防衛を目的とする集団的自衛権」のことを「限定的な集団的自衛権」と称して合憲と解釈変更し、他国防衛のみを目的とするものは引き続き違憲としています。

このように、この「外国の武力攻撃」という文言について、これが、「我が国に対する外国の武力攻撃」という意味だけではなく「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という意味にも読めることになれば、集団的自衛権の行使が47年見解の中に概念として含まれていると強弁できることになるのです。



要するに、昭和47年見解の「外国の武力攻撃によって」は何の修飾語も付いていない「裸」の言葉なので、だったら、「我が国に対する」という当然の読み方以外に、「我が国の同盟国等に対する」という付け加えも元々可能だったと気付いた、そういうものとしてこれを読み替えた、と主張しているのです。

そして、強弁どころか、安倍内閣は臆面も無く以下のように主張しているのです。

◎「我が国に対する外国の武力攻撃によって」という場合(Ⅱ個別的自衛権)と、「我が国の同盟国等に対する外国の武力攻撃によって」という場合(Ⅰ限定的な集団的自衛権)の両方の法理からなる政府見解であると理解することが、47年見解の正しい読み方であり、この二つの法理を含むものが憲法9条解釈の本来の「基本的な論理」である。

◎歴代の政府が一貫して国会答弁等してきたのはこの「基本的な論理」に他ならず、それを7・1閣議決定に記載し、これから抽出されたものが武力行使の「新三要件」である。

◎「限定的な集団的自衛権行使」は「基本的な論理」に元々含まれており、「新三要件」はその「基本的な論理」の内容から抽出されたものだから、「新三要件」とは「限定的な集団的自衛権行使」を容認し得る要件であり、よって、「新三要件」を満たす全ての「限定的な集団的自衛権行使」は憲法9条において合憲となる。

(参考)「47年見解の読み替え」を示す国会答弁

■参外防衛委員会 平成27年03月24日

○小西洋之君 昭和四十七年の政府見解、この「外国の武力攻撃」ということについて、我が国に対する外国の武力攻撃だけではなく、我が国でない他国に対する武力攻撃、同盟国に

憲法解釈の再整理という意味で憲法解釈の一部変更であります。が、憲法の規範を変更したものではありません。

【解説】47年見解の「基本的な論理」にはそもそも限定的な集団的自衛権行使の法理が存在したが(よって、憲法9条の規範は変わっていない)、それを発動したことがなかった。7・1閣議決定の際にホルムズ海峡の事例などを初めてこの法理に「当てはめ」て発動し、機雷掃海という集団的自衛権行使ができるという解釈を得たから「解釈変更」だ、と言っているのです。

に対する武力攻撃、そういうものも含まれると、そういうふうにごれを考えていんだということを、あなたは歴代の法制局長官から直接伺ったことはございますか。

○内閣法制局長官(横島裕介君) 直接聞いたことはございませぬ。

○小西洋之君 では、法制局の内部でそうした見解をおっしゃっていた方、いらつしやいますか。

○内閣法制局長官(横島裕介君) この基本的な論理まで遡ってしっかりと検討したというのは、今回の閣議決定に至る過程の中でございませぬ。

○小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうにごれを考へ出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということではよろしいですね。

○内閣法制局長官(横島裕介君) 同様に考へていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるというふうにございませぬ。

■衆予算委員会 平成26年07月14日

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定における憲法解釈は、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものでありまして、これは、従来の

俗な言い方をすれば、「ダメと書いてないのだから、付け加え読み替えてもいいだろ」と言っているのです。

### 3. 「47年見解の読み替え」が違憲であることの立証

このような言語道断の言葉遊びが許されてよいのでしようか。憲法9条においては個別的自衛権の行使しか許されないという基本論理を示し、それに基づき集団的自衛権の行使を否定する文書で、「外国の武力攻撃」という言葉を「同盟国等に対する外国の武力攻撃」などという意味で記載し、限定的な集団的自衛権行使を容認しておく訳がないのです。

この安倍総理の「47年見解の読み替え」が絶対に許されないことを以下に論証します。大事なことは、今回の解釈改憲は、47年見解における、この「外国の武力攻撃」というたった一言の文言についての「読み替え」のみに根拠を置いているのですから、それは、解釈改憲が違憲無効であることの立証そのものであるということなのです。

#### (1) 「読み替え」の可否と7・1閣議決定の成否

私の国会質疑等で、47年見解の作成時の資料は見解の本文以外に何ら存在せず、また、47年見解の以降も以前も「限定的な集団的自衛権行使」を認めた国会答弁や政府見解は、47年見解以外に一切存在しないことが明らかになっています。7・1閣議決定以前は「憲法改正以外に手段がない」という政府解釈で一

貫しているのだから当たり前前のことですが、ようするに、「読み替え」が法的に正当化される根拠となる資料や論拠は何一つ存在せず、「そのように読むことができるんだから、いいじゃないか」ということ以上の理由は何もないのです。つまりは、もし、「この「外国の武力攻撃」という言葉が、「我が国に対する外国の武力攻撃」と書かれていれば、解釈改憲は強行し得なかつたのです。

よって、7・1閣議決定の解釈変更が成り立つかどうかは、「47年見解を、今になって、すなわち、昨年7月1日の時点で、そのように都合良く読み替えることが許されるのか」ということに尽きます。

読み直すことが法的な論理として許されないのであれば、このような読み替えが従来の政府の憲法解釈との関係で「論理的整合性と法的安定性」(文末の7・1閣議決定の文言)などに欠けるものであり、よって、便宜的かつ意図的なものであると断定されれば、7・1閣議決定の「基本的な論理」なるものは、本来の憲法9条解釈の基本論理とは異なる「捏造された論理」となります。そして、そのような捏造論理に基づく憲法9条の解釈変更、7・1閣議決定は違憲無効となるのです。

(2) 「読み替え」が許されないことの立証

この「読み替え」が、便宜のかつ意図的でないものとして認められるためには、47年見解の前後の国会答弁や本会議決議と

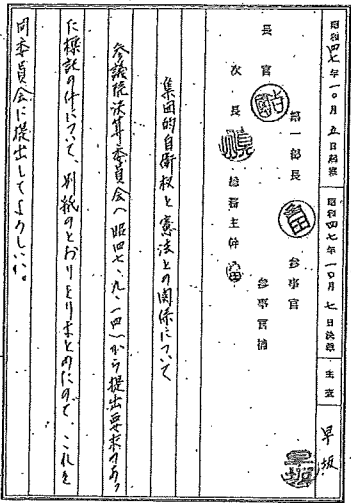
た、横畠内閣法制局長官は青ざめていました。

47年見解は、水口宏三議員(社会党)による参議院決算委員会での質疑(昭和47年9月14日)の中での要求によって、内閣法制局担当者が起草し(同年10月5日)、吉國長官が最終決裁して(同7日)、同委員会に提出(同14日)されたものです。

私は、参議院外交防衛委員会を通じた資料要求と、私自身が行った情報公開請求によって、47年見解の起草の写しを入手しました。(小西HPで全文公開)

こうした法令解釈の起草文書は、私もかつて官僚時代、何度も作りましたが、起草の表紙には、その内容を精査し決裁した者の印鑑が押されています。47年見解にも、ご覧のとおり、5名の者の印鑑が押されています。

このうち、この起草文書を作成し、「47年見解」の原案を起草したのは早坂参事官です(「主査」に押印)。参事官は、霞ヶ関



の整合性など、私の分析では5つ余りの条件を満たす必要がありませんが(結果は全滅で当然に「違憲」です)、本稿においては、以下の最も根本的な条件について検討いたします。

47年見解を作成した当時の政府として、「憲法9条の解釈として、我が国は、限定的な集団的自衛権行使が可能である」との認識を有し、かつ、「その論拠となる具体的な法理」を文書等で有していたこと

【否定根拠】

○47年見解を作成し決裁した吉國內閣法制局長官、真田次長、角田第一部長自らが、同見解作成の事前及び事後で、憲法9条においては集団的自衛権行使が、限定的な集団的自衛権行使を含め、違憲であることを明解に答弁している。○47年見解に至るまでの間、「憲法9条において、限定的な集団的自衛権行使が可能である」という論拠たる法理を述べた国会答弁や政府見解等は一切存在しない(平成27年5月15日政府答弁書)。

これは、「47年見解の読み替え」が、まさに恣意的な都合主義の暴挙であることを明々白々のものとする根拠です。この否定根拠だけで、安倍総理の解釈改憲は打倒され、7・1閣議決定は違憲無効となるのです。これを国会で取り上げた時、岸田外務大臣、中谷防衛大臣は一気に緊迫した面持ちになり、ま

の課長クラスの職であり、内閣法制局では審査業務の実務責任者を務めます。筆跡からも、明らかに早坂参事官の起草であることが確認できます。

また、本田総務主幹は文書管理の観点からも決裁を行っており、専門的な審査業務としては、吉國長官、真田次長、角田第一部長(憲法解釈担当部長)が、原案を審査の上、必要な修正を行った上で、決裁した者となります。

ですから、これら47年見解を作成した吉國長官らにおいて、この当時、憲法9条の解釈として「我が国は集団的自衛権の行使が実はできるのだ」という認識を持っていたかどうか、「47年見解の読み替え」の成否を決することになります。

もし、吉國長官らにおいて、集団的自衛権の行使は憲法9条において絶対に認める余地はないといった見解を有していたのであれば、「外国の武力攻撃」という文言はあくまでも「我が国に対する外国の武力攻撃」という意味に尽きることになり、これを「同盟国等に対する外国の武力攻撃」などと読み替えることは許されないこととなります。すなわち、7・1閣議決定は違憲無効となるのです。

私は、吉國長官等の認識を確認するために、この昭和47年政府関係を作成する契機となった昭和47年9月14日の参議院決算委員会の議事録を精査し、更に、吉國長官等三者の47年見解が作成された前後の答弁が記載された議事録も調査しました。その結果は、私の当初の予想を超えた非常にドラマチックな

結論となりました。つまり、吉國長官、真田次長、角田第一部長は全て、7・1閣議決定で安倍内閣が認めた「限定的な集団的自衛権行使」を含め、あらゆる集団的自衛権の行使は憲法9条において法理として認められないと、これ以上はないと思えるほどの内容と表現で完全なる論理の基に繰り返して国会答弁していたのです。

■吉國內閣法制局長官の答弁

「47年見解を決議した最高責任者である吉國內閣法制局長官は、同見解の作成の契機となった、三週間余り前の水口議員からの質疑において、以下のように、憲法9条においては集団的自衛権行使が、「限定的な集団的自衛権行使」を含め、一切許容される余地が無いことを明確に答弁しています。

■吉國長官答弁抜粋（参決算委員会 昭和47年09月14日）

○わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、**どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れぬ**

【解説】集団的自衛権は他国防衛の実質が必然であり、それを「憲法九条をいかに読んでも読み切れぬ」と述べている以上、吉國長官が、47年見解において「限定的な集団的自衛権行使」なるものを概念として含ませることを許容している訳がない。

○外国の侵略が…侵略が現実起こった場合に…「生命、自

識を示すことで、これ以外の「自衛のため必要な措置」を正当化する論理が存在しないことを示している。

さらに、**決定的なことは、「その論理から申しまして」としてその唯一の「論理」を持つて、「他国が侵略されている」ということは、まだ国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**、つまり、「同盟国等に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ない」、そして、そうした状態では「我が国は自衛の措置を講じることができない」とズバリ言い切っていることである。

よって、47年見解において、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み替えた上で「日本国民の生命等が根底から覆される」という論理が成立することを認め、さらにそれを根拠に、限定的な集団的自衛権行使という新たな「自衛の措置」を法理として認めることは、「日本国民の生命…くつがえされる」という文言の生みの親であり、同見解の決裁者である吉國長官が認識する憲法9条解釈に真つ向から違反し、そうした読み替えは絶対に否定される。

○非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国

**由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある**。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の根底でございます。その論理から申しまして、**集団的自衛の権利」ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別な国が、わが国民が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということ、また日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ

【解説】解釈改憲を根底から覆す決定的な答弁である。『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされる』という表現は、この吉國長官答弁以前の議会で使われたことは一度もなく、早坂参事官がこの長官答弁を基に起草したことが理解できる。

そして、この『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえられる』という文言は、「外国の侵略」、すなわち、「我が国に対する外国の武力攻撃」によって引き起こされる状況を指すものとして使われ、これに対処する「自衛のため必要な措置」が憲法上禁じられるものであるということが憲法9条解釈の「論理の根底」であるとの認識

が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、**やむを得ず自衛の行動をとるといことが、憲法の容認するぎりぎりのところ**。そういう意味で、**集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されない**

【解説】「さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるといことが、憲法の容認するぎりぎりのところ」と述べ、我が国に対する武力攻撃が発生しない状況での自衛の措置、すなわち、**集団的自衛権行使を否定している**。「憲法の容認するぎりぎりのところ」と述べている以上、ここに「限定された集団的自衛権」が入り込む余地はあり得ない。よって、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」などと読み替えることは、吉國長官の認識する憲法9条解釈と真つ向から矛盾する。

■真田次長の答弁

「47年見解を決議した真田次長も、その約半年前（昭和47年5月12日）に同じ水口議員からの質疑において、憲法9条においては**集団的自衛権行使が、限定的な集団的自衛権行使を含め一切許容される余地が無いことを明言しています**。

■真田第一部長答弁抜粋（参内閣委員会 昭和47年05月12日）

○他国がわが国とかりに連带的関係にあったからといって、わ

が国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない。

○どういふ場合に武力の行使が許されるか、…三要件のもとにおいてのみ許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈である。

○自衛権行使の三要件のもとにおいてのみ行使が許されると解釈しているわけでございます。その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。つまり、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合という第一要件の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られる。

○わが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働きます。結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々であろう。

【解説】「よもや」「ぎりぎり」、「明々白々」等、断定的な答弁をしている真田次長（当時第一部長）が、その約半年後の47年見解の決裁に際して、「限定的な集団的自衛権行使」なるものが憲法9条において許容されるなど認識しているはずはない。

特に、憲法9条において許容される自衛の措置は三要件を満たす個別的自衛権のみであり、その第一要件の適用によって集団的自衛権行使が否定されることを明言していることは（一）（五）（参照）、47年見解における「外国の武力攻撃」という文言

だというふうになってくる「場合の自衛権の対処を問われ」あくまでわが国に対する直接の攻撃がある場合に限る

・（外国が侵害を受けている、その結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないという事ですか。」という質問に対して）「わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はない。」直接の影響ではないとごまかす。武力攻撃がなければいけないという事を申し上げております。」

・（集団的自衛権を国際法上保有するが、憲法によって行使することができない」という見解を巡る議論の中で）「集団的自衛権につきましては全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。」集団的自衛権は「一切行使できない」「日本の集団的自衛権の行使は絶対できない」「わが国は憲法で、それは全然行使しませんよ」ということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしている。

▼集団的自衛権行使は憲法解釈以外に手段がないとする答弁（第98回国会 衆議院予算委員会 昭和58年02月22日）

○・・・仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思えます。したがって、そういう手段を「ならない限りできない」ということになると思えます。

は、あくまで、第一要件たる「我が国に対する外国の武力攻撃」としか読んでほならない」と、すなわち、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という読み替えは許されないことの決定的な根拠となる。

■角田第一部長の答弁

角田第一部長は、真田次長と同じくその後内閣法制局長官となり、憲法9条解釈において重要な答弁を残しています。その中には、①「限定的な集団的自衛権行使」の許容性を問われそれを明確に否定した答弁、それも含め、②憲法9条において集団的自衛権行使を可能にするためには憲法改正以外に手段がないと明言する答弁、さらには、③47年見解が「我が国に対する外国の武力攻撃」という意味しか考えていないという理解を基に47年見解を用いて集団的自衛権行使を違憲と述べた答弁などが存在します。

従って、角田氏が、47年見解を決裁した当時においても、「限定的な集団的自衛権行使」が含まれているなどと認識している訳がないこととなります。

■角田内閣法制局長官答弁抜粋

▼「限定的な集団的自衛権行使」を否定する答弁（衆法務委員会 昭和56年06月03日）

・（外国に対する武力攻撃があり、日本の安全に直接ではないが間接に影響があり、「いわゆる他衛、他を守る」ということは自衛

▼「47年見解には「限定的な集団的自衛権行使」は概念として含まれていない」という理解のもとに「同見解を用いて集団的自衛権行使が違憲であることを説明している」答弁（参予算委員会 昭和57年03月12日）

○ただいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えをされているわけでございます。

また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりましたが、次のような理由によるものでございます。すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に対処して国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであって、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがって、他国に加えられた武力攻撃を實力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないというものでありまして、その憲法上の根拠条文といたしましては、憲法第九条であるというふうになるように思われます。

昭和47年政府見解	7・1閣議決定
<p>国際法上、国家は、いわゆる集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、(略)わが国が国際法上右の集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。</p> <p>ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、<u>国権の発動としてこれを行</u>使することは、<u>憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場に</u>たっているが、これは次のような考え方に基づくものである。</p>	<p>3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(1)(略)政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の<u>基本的な論理</u>の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。(2)憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで<u>外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆</u>されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば<u>基本的な論理</u>であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「<u>集团的自衛権と憲法との関係</u>」に明確に示されているところである。</p>
<p>憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、<u>わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らか</u>であって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないの<b>であって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである</b>。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと<b>いわざるを得ない</b>。</p>	<p>この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。</p> <p>【解説】47年見解の文章を基に7.1閣議決定が作成され(しかし、太字の平和主義の法理などは切り捨てられている)、「外国の武力攻撃」の文言が規定されている。そして、この「限定的な集团的自衛権行使」を許容する「基本的な論理」が、47年見解に「<u>明確に示されている</u>」としている。</p> <p>なお、47年見解の第三段落の構造分割論は、最後の「したがって、～」の文章を「基本的な論理」には属さない「帰結(あてはめ)」と貶めて理解している。しかし、47年見解全体を見た時に、「<u>いわゆる集团的自衛権</u>」という全体集合に対してこれを違憲とする「<u>考え方</u>」を論じる文書で、その一部である「<u>限定的な集团的自衛権</u>」を法理として残していることになり、不合理極まりないこととなる。</p>

【解説】「外国の武力攻撃」という文言を当然に「我が国に対する外国の武力攻撃」として用いるとともに、第三段落冒頭の「したがって、」の前に、「そうだとすれば、…場合に限られるのであって、」という昭和47年見解にはある文言が存在しない。実は、7・1閣議決定は47年見解の第三段落を三つの文章をそれぞれ勝手に構造分割して、最初の二つの文章のみが「基本的な論理」であるとしているのですが、この答弁はこの「構造分割」論を47年見解の作成者自身が全否定しています。

■まとめ

以上のように、47年見解を作成した吉國、真田、角田の3氏とも、「限定的な集团的自衛権行使」なるものが憲法9条において可能であるとは考えておらず、反対に、我が国が憲法9条のもとで自衛の措置である武力行使が行えるのは「我が国に対する外国の武力攻撃によって、国民の生命などが根底から覆される」場合だけである(個別的自衛権の局面)と、考えていたことが明らかにになりました。

つまり、47年見解の「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という読み替えは、これら47年見解の作成者の憲法9条解釈、つまりは、憲法制定から7・1閣議決定に至るまでの歴代政府の憲法9条解釈と真つ向から矛盾するものであり、何らの法的な正当性も見出せない暴挙であるといえます。

そして、この「読み替え」が許されない以上、「安倍内閣は、

憲法9条において集团的自衛権を合憲とする論拠を、一切何も持っていないこととなります。(もともと、どうしてもその論拠を作り出すことができなかつたので、こうした「読み替え」という暴挙に及んでいたのです。)

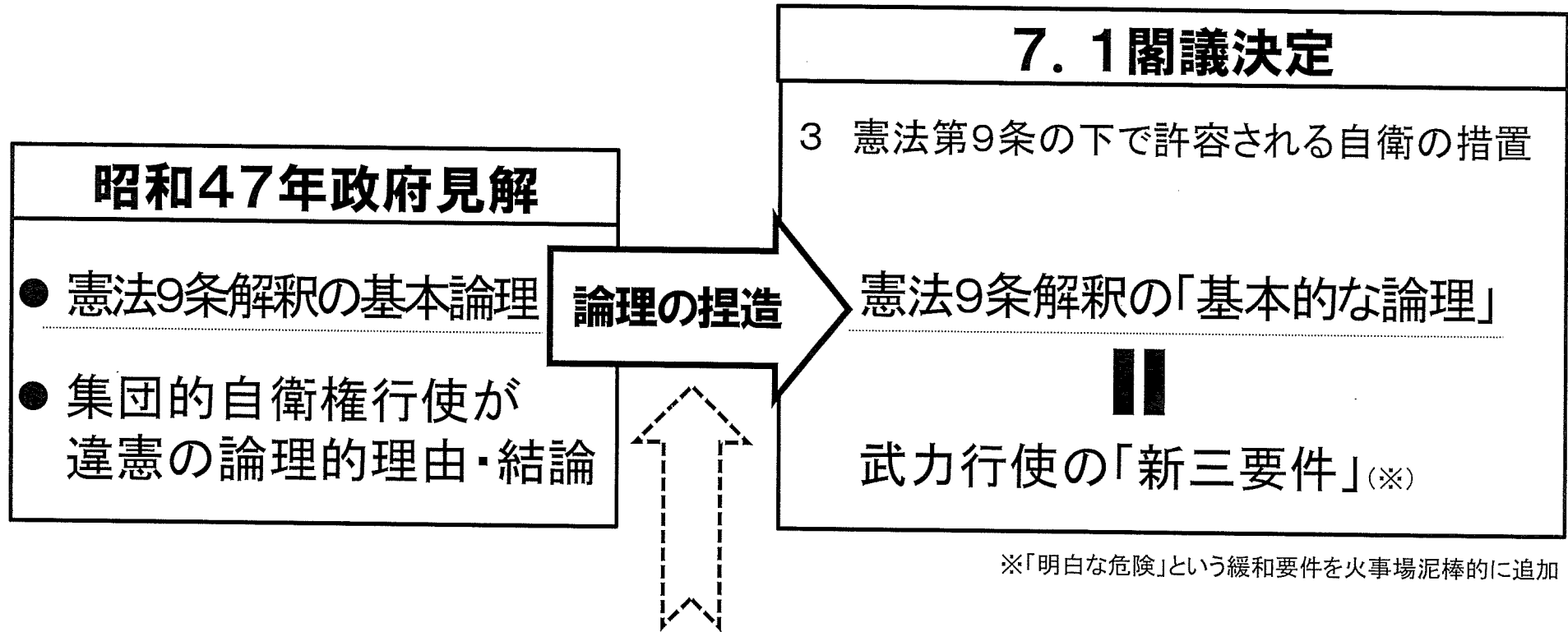
つまり、ここで、安倍総理の解釈改憲はジ・エンドであり、安倍総理は国民の憲法を蹂躪した法的責任と一切の政治的責任を負って、直ちに内閣総辞職する必要があります。

なお、このような法令解釈の名に値しない暴挙は最高裁で当然に違憲判決を受けることになります。最高裁のいわゆる統治行為論は、この「読み替え」のように「一見極めて明白に違憲」の場合は適用されません。この暴挙に対し違憲判決を出せない最高裁は、我が国の法の支配と日本語を滅ぼすものであり、専制国家の独裁者のための法廷と全く同じであると確信します。

国民の皆さんは今こそ声を上げて下さい。「47年見解を作成した吉國長官が『集团的自衛権行使は、憲法9条をいかに読んでも読み切れない』と答弁しているのに、『同見解に、限定的な集团的自衛権行使が含まれていた』などという声が日本中に広がれば、メチャクチャだ！憲法破壊だ！」という声が日本中に広がれば、安倍総理の解釈改憲・安保法制を阻止することができます。

最初は、一人の声でも、安保国会の間に、数万人、数十万人、数百万人の声に膨れあがっていきます。一緒に頑張りましょう！

# 【解釈改憲の構図】



## ■三つのからくり

- ・「外国の武力攻撃」という文言の恣意的な読み替え
- ・「前文の平和主義の法理」の切り捨て
- ・「立法事実」のでっち上げ